

日付	経緯等	内容
H19.10.11	【行政訴訟】・判決言渡(岐阜地方裁判所) 判決文到達:平成19年10月15日 控訴期限:平成19年10月29日	1. 高山市長が、平成18年12月5日付けで原告に対してした法定外公共物自費工事施行許可申請を拒否する旨の決定を取り消す 2. 原告のその余の請求を棄却する 3. 訴訟費用は被告の負担とする
H19.10.25	・臨時議会 議第95号 「許認可等拒否処分請求事件に係る控訴の提起について」	・第一審判決の取消しを求めて控訴を提起することについて議決を求める
H19.10.26	【控訴審】・名古屋高等裁判所へ控訴 控訴人 :高山市 被控訴人:新興自動車(株)	1. 原判決中、その主文第2項を除く原判決を取り消す 2. 被控訴人の請求を棄却する 3. 訴訟費用は、第1審、第2審とも被控訴人の負担とする
H20.6.24	【控訴審】・判決言渡(名古屋高等裁判所) 上告期限:平成20年7月8日	1. 本件控訴を棄却する 2. 控訴費用は、控訴人の負担とする
H20.6.30	・名古屋控訴審判決地元説明会(主催:市)	・控訴審判決内容説明
H20.7.7	・新興自動車(株)訪問	・上告しない旨の説明
H20.7.8	・上告期限 報道記者発表	・上告はしない
H20.7.11	・「法定外公共物自費工事施行許可申請書(水路付替工事申請)」提出(新興自動車(株) → 市)	
H20.7.31	・水路付替工事申請に対する補正通知送付(市 → 新興自動車株)	
H20.8.26	・補正書類提出(新興自動車(株) → 市)	
H20.9.12	・「法定外公共物自費工事施行許可申請書(水路付替工事申請)」許可通知(市 → 新興自動車(株))	
H20.9.24	・「道路工事施行承認申請書(花岡冬頭線側溝工事)」提出(新興自動車(株) → 市)	
H20.10.1	・「道路工事施行承認申請(花岡冬頭線側溝工事)」許可通知(市 → 新興自動車株)	
H20.12.24	【民事訴訟】・岐阜地方裁判所へ提訴 原告:新興自動車 被告:高山市 訴状到達:平成21年1月9日	・金1億7,294万690円およびこれに対する平成18年12月5日から支払い済みに至るまで年5分の割合の金員を支払え
H21.3.24 ~H21.7.24	・訴訟期日(第1回~4回)	
H21.8.3	・請求の趣旨拡張申し立て 拡張前:1億7,294万690円 拡張後:1億7,715万8,445円	・公租公課の訂正 ・期間金利の請求増
H21.9.14	・訴訟期日(第5回)	
H21.10.30	・訴訟期日(第6回) ・請求趣旨拡張の申し立て 拡張前:1億7,715万8,445円 拡張後:3億7,606万531円	・代替資産特例により免れ得た税負担の請求
H21.12.9	・訴訟期日(第7回)	
H22.1.20	・裁判所から和解(案)の提示	・和解金額4,100万円
H22.2.10	・訴訟期日(第8回)	・1/20付け裁判所和解案について、市は応諾の意思、原告は応諾できないとの意思
H22.2.12	・原告和解(案)提示	・和解金額:1億1,568万3,502円
H22.3.2	・訴訟期日(第9回)	・不動産鑑定申請の採用
H22.4.26	・訴訟期日(第10回)	・裁判官交代 ・鑑定評価額の提示
H22.5.17	・5/17付原告和解(案)到達	・和解金額:1億4,679万364円
H22.5.21	・5/21付裁判所和解(案)到達	・和解金額:1億1,900万円
H22.6.10	・5/21付裁判所の和解案に対する上申書提出(市 → 裁判所)	・得べかりし利益の算定において採用されるべき価格時点をH20.12.22とすべき ・売買契約と同様に、実測による地積を基に換算すべき ・算定和解金額:8,900万円
H22.6.18	・5/21付裁判所和解案に対する原告の意見(新興自動車(株) → 裁判所)	・公租公課の点を除き、5/21付裁判所和解案をすべて受諾 和解金額:1億2,700万円
H22.6.21	・訴訟期日(第11回)	・市の上申が全く認められなかったため、再度訴訟期日を求める
H22.7.5	・訴訟期日(第12回)	・裁判所和解(案)について合意
H22.8.6	・訴訟期日(第13回)	・和解条項(案)について合意
H22.8.27	・臨時議会	・和解条項(案)、補正予算について議決